



# BASE Vol.35

マーケットの見方 ESG投資編(16)

2021/11/25

## ESG投資と資産運用会社を取り巻く環境

ESG投資への関心が世界的に高まる中、ESG投資の普及を後押しする要因として、米国のエリサ法の解釈に関する議論の動向が注目されています。欧州では、ESG投資としての実態を伴わないファンドの増加などに対処するため、ESG投資の透明性を高めるための規則が導入され、受益者の保護などが図られています。

### 米国におけるESG投資の規模拡大の見通し

世界のESG投資戦略の残高は拡大傾向にあり、世界の運用資産総額に占める割合は2020年に35.9%となりました(図表1)。このESG投資の今後の動向を見通す上で、米国のエリサ法(ERISA<sup>※1</sup>)の解釈に関する議論の動向が注目されています。エリサ法は10兆ドル以上の規模があるとされる米企業年金制度の運営を規定する連邦法で、受託者責任(資産運用に関わる者が受益者に負う責務)などについて定めるものです。これまで、この中で規定されている、資産運用会社は「受益者の利益のためにのみ誠実に行動する」という要件について、ESG要素の考慮の是非が議論されてきました。トランプ前政権下では「受託者の利益」について経済的利益のみを考慮すべきであると規定されたことから、この要件は企業年金運用におけるESG投資の採用に対する障壁となっていました。しかし、2021年10月に企業年金制度を所管する労働省がエリサ法の改正案を公表し、ESG要素の考慮を認める方針が示されたことで、ESG投資の普及を後押しする要因になると考えられます。

### ESG投資の透明性を高めるための規則

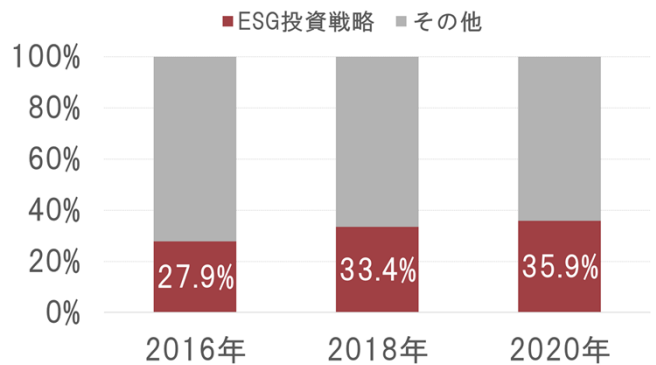
一方、ESG投資への関心が高まり規模が拡大する中で、環境に配慮していると誇張した主張をする「グリーンウォッシング」などの行為や、ESG投資として実態を伴わないファンドの増加が問題視されてきています。こうした問題に対処するため、欧州連合(EU)においては、金融機関に対して持続可能性に関する情報開示を求める規則が施行されています。この規則は「SFDR<sup>※2</sup>」と呼ばれるもので、欧州の運用会社は自社のファンドがどれだけサステナビリティ(社会や環境の持続可能性)に配慮しているのかを公表することが求められるようになりました(図表2)。このような動きなどを背景にESG投資戦略の定義が見直されたことから、増加傾向にあった欧州のESG投資戦略の残高は2020年に減少しました(図表3)。運用会社の開示義務が明確化され、実態を伴わないファンドの排除や受益者保護の強化が図られたことで、欧州のESG投資はより着実な発展が可能になったと考えられます。

※1 Employee Retirement Income Security Actの頭文字をとった略称(従業員退職後所得保障法)。

※2 Sustainable Finance Disclosure Regulationの頭文字をとった略称(サステナブルファイナンス開示規則)。

※3 Global Sustainable Investment Allianceの頭文字をとった略称。世界各国、地域の持続可能な投資の普及を推進する団体により構成される国際組織。

図表1:世界の運用資産残高に占めるESG投資戦略の割合



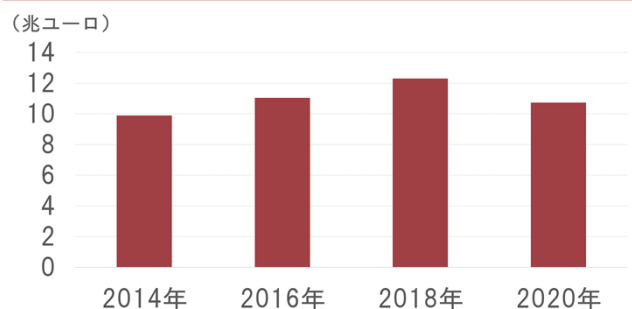
出所:GSIA<sup>※3</sup> 2020 Global Sustainable Investment Reviewのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

図表2:SFDRにおけるファンド分類

商品分類	対象となるファンド	開示すべき情報(例)
第9条	サステナブルな投資目的を持つファンド	温室効果ガスの排出量削減を目的とする場合、パリ協定の温暖化対策目標の達成を鑑みた温室効果ガス排出エクスポージャー目標
第8条	環境や社会の特性を促進するファンド	環境や社会の特性がどのようにして実現されているのか
第6条	ESGの評価項目を投資プロセスに加えたファンド	持続可能性に関するリスクの評価を投資判断に統合するための手法

出所:REGULATION(EU)2019/2088 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 27 November 2019 on sustainability-related disclosures in the financial services sectorよりピクテ投信投資顧問作成

図表3:欧州のESG投資戦略の運用残高の推移



出所:GSIA<sup>※3</sup> 2020 Global Sustainable Investment Reviewのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

## ピクテ投信投資顧問の投資信託をご購入する際の留意事項

### 1. 投資信託に係るリスクについて

- (1) 投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- (2) また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては目論見書や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

### 2. 投資信託に係る費用について(2021年10月末日現在)

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

(1) お申込時に直接ご負担いただく費用：申込手数料 上限3.85%(税込)

※申込手数料上限は販売会社により異なります。

※投資信託によっては、追加設定時信託財産留保額(上限0.6%)をご負担いただく場合があります。

(2) ご解約時に直接ご負担いただく費用：信託財産留保額 上限0.6%

(3) 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用：信託報酬 上限年率2.09%(税込)

※ファンド・オブ・ファンズの場合、ここでは投資対象ファンドの信託報酬を含む実質的な負担を信託報酬とします。

※別途成功報酬がかかる場合があります。

(4) その他費用・手数料等：監査費用を含む信託事務に要する諸費用、組入有価証券の売買委託手数料等、外国における資産の保管等に要する費用等は、信託財産から支払われます(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません)。

ファンド・オブ・ファンズの場合、投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われることがあります。詳しくは、目論見書、契約締結前交付書面等でご確認ください。

当該費用の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### 《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、ピクテ投信投資顧問株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収する各費用における最高の料率を記載しています。投資信託に係るリスクや費用は、各投資信託により異なりますので、ご投資される際には、事前によく目論見書や契約締結前交付書面をご覧ください。

### 当資料をご利用にあたっての注意事項等

■当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。■運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。■当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。■当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。■当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。■投資信託は預金等ではなく、元本および利回りの保証はありません。■投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。■登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。■当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。

ピクテ投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号

加入協会：一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 日本証券業協会